

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道立病院管理室)	1
○北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療政策課)	2
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域保健課)	3
○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則…………… (食品衛生課)	6
○北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則 …………… (資源エネルギー課)	6
○北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (産業振興課)	7
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (金融課)	7
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	8
○北海道職業能力訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課)	8
○北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (林業振興課)	12
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (空港港湾課)	15
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (まちづくり推進課)	17
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	17
訓 令	
○北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課)	18

規 則

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（分べん料、おむつ、肌着等貸付料、病衣貸付料、新生児保育料、妊娠婦指導料及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に掲げるものに該当するものに係る特別病室使用料については、それぞれ次の表及び次項

の規定により算定した額の合計額）（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）」を削り、同項の表を次のように改める。

区 分		金 額	摘 要
分べん料	分べん助料	82,000円	
	衛生材料	実費（消費税に相当する額を加えた額をいう。以下同じ。）	
おむつ、肌着等貸付料		1日につき630円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、600円）	
病衣貸付料		1日につき70円	
新生児保育料		新生児室を利用する場合にあっては1日につき6,300円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、6,000円）、新生児室を利用しない場合にあっては1日につき4,410円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、4,200円）	
妊婦診察料		1回につき3,500円	
一般健康診断料		1人につき12,490円	
人間ドック検診料		1人につき31,500円	
脳検診料		1人につき16,480円	
肺がん検診料		1人につき1,360円	
婦人科検診料（子宮・卵巣がん）		1人につき9,970円	
死体検案料		1回につき3,460円	
子宮内避妊器具の挿入及び除去料		挿入する場合にあっては使用した器具の実費に3万8,950円を	

空室中、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくってゆこう。

使 用 料		加算した額、除去する場合にあ っては2万50円		手 文 数 書 料 料				当する療養部分の費用
	予防接種料	1回につき使用した薬剤の実費 に310円を加算した額			診断書	甲	1通につき4,200円	各種保険、年金等の請求 に係る診断書等複雑な診 断書
	配偶者間人工授精 （A I H）料	1回につき4,140円				乙	1通につき3,150円	死亡診断書等普通の診断 書
	特別病室使用料	1日につき5,250円（助産に係 る資産の譲渡等に該当する場合 にあっては、5,000円）				丙	1通につき1,570円	進学、就職、欠勤等に係 る簡単な証明書
	特別長期入院料	1日につき1,890円	選定療養及び特定療養に 係る厚生労働大臣が定め る医薬品等（平成14年厚 生労働省告示第88号。以 下「告示第88号」とい う。）第3号の規定により 計算した入院期間が180 日を超えた日以後の入院 に係る特別な料金（告示 第88号第4号に規定する 者に係るものを除く。）		証明書	甲	1通につき2,100円	出生証明等に係る証明書
						乙	1通につき1,570円	入院証明、期間証明等に 係る証明書
	薬価基準未収載薬剤 の投与に係る薬剤料	実費	薬事法（昭和35年法律第 145号）に基づく承認を 受けた医薬品のうち、薬 価基準に収載されていな いものの投与に係る薬剤 料に相当する療養部分の 費用		診療費明細書		1通につき2,100円	
	薬価基準収載薬剤の 承認外投与に係る薬 剤料	薬価基準の別表に定める価格	薬価基準に収載されてい る医薬品の薬事法に規定 する承認に係る用法、用 量、効能又は効果と異な る用法、用量、効能又は 効果に係る投与（告示第 88号第4号の2に規定す る医薬品の投与に限 る。）に係る薬剤料に相					

第6条第2項第4号中「健康診断」を「一般健康診断」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の15」を「1,890円」に、「100分の5」を「630円」に、「100分の10」を「1,260円」に改める。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に100分の105を乗じて得た額（分べん料、おむつ、肌着等貸付料、新生児保育料及び妊産婦指導料については、それぞれ次の表及び次項の規定により算定した額の合計額）」を削り、同項の表中

「	実費	」	を	「	実費（消費税に相 を加えた金額をい 同じ。）	」
---	----	---	---	---	------------------------------	---

試験検査	一般検査	尿・糞便検査（尿中一般物質定性半定量検査以外のものに限る。）	相当する額と1件につき98円を加算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額（10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）	同一月において2件以下の検査を行う場合に限る。
		血液学的検査	告示第54号別表第1の検体検査実施料に基づき算定した額の100分の80に相当する額と1件につき255円を加算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額（10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）	同一月において4件以下の検査を行う場合に限る。
		生化学的検査（Ⅰ）	同	同
		生化学的検査（Ⅱ）	同	同
		免疫学的検査（後天性免疫不全ウィルス－1抗体価検査、後天性免疫不全ウィルス－1、2抗体価検査、後天性免疫不全ウィルス－1抗体価精密測定検査及び後天性免疫不全ウィルス－2抗体価精密測定検査以外のものに限る。）	同	同
		微生物学的検査	同	同
		病理学的検査	告示第54号別表第1の病理学的検査実施料に基づき算定した額の100分の80に相当する額と1件につき255円を加算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額（10円未満	同

当する額
う。以下

に、「1日につき600円」を「1日につき630円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、600円）」に、「5,460円」を「6,300円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、6,000円）」に、「1日につき4,000円」を「1日につき4,410円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、4,200円）」に、「妊産婦指導料」を「妊婦診察料」に、「4,090円」を「3,500円」に、「13円」を「13円65銭」に改め、「（消費税に相当する額を除いた金額をいう。以下同じ。）を削り、「3万2,600円」を「3万8,955円」に、「1万7,500円」を「2万55円」に、「300円」を「315円」に、「1通につき4,000円」を「1通につき4,200円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「1,500円」を「1,575円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、別表の食品及び添加物の項又は容器包装及びおもちゃの項の試験のうち、試験品の採取（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第3項の規定による試験品の採取をいう。以下同じ。）を要する試験については、試験品の採取に要する費用として試験品の採取1回につき2万5,600円を同表に定める額に加算した額を当該手数料の額とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種 別			金 額	摘 要
			告示第54号別表第1の検体検査実施料に基づき算定した額の100分の80に	

平成16年3月31日（水曜日）

北 海 道 公 報

号外第9号 3

			の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)	
菌科	フッ化物塗布		がく一額1回につき 390円	
	一般細菌試験	1件につき	1,050円	
	大腸菌群試験	1件につき	2,400円	
	大腸菌試験	1件につき	2,950円	
	クリプトスポリジウム指標菌試験	1件につき	4,500円	大腸菌及び嫌気性芽胞菌の各項目
	レジオネラ属菌試験	1件につき	14,000円	
	化学試験	1件につき	5,500円	濁度、色度、臭気、pH値、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン並びに過マンガン酸カリウム消費量の各項目
	化学的1成分試験	定性試験	1成分につき 1,950円	
		定量試験	1成分につき 4,850円	
	飲料水	簡易試験	1件につき 4,300円	濁度、色度、臭気、味、pH値、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び大腸菌の各項目
		一般試験	1件につき 7,600円	濁度、色度、臭気、味、pH値、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌並びに大腸菌の各項目
水				濁度、色度、臭気、味、

	水道水浄水試験	1件につき	8,350円	pH値、塩化物イオン、過マンガン酸カリウム消費量、残留塩素、一般細菌及び大腸菌の各項目
	簡易専用水道検査	一般検査	1件につき 18,200円	施設及びその管理の状況に関する検査、水質検査並びに書類検査
		簡易検査	1件につき 2,400円	管理状況を示す書類による検査
	汚水水質試験	1件につき	29,800円	色調、透視度、臭気、pH値、蒸発残留物、溶解性物質、浮遊物質、COD、BOD、アンモニア性窒素、塩化物イオン及び大腸菌群の各項目
	微量元素試験	1成分につき	16,900円	原子吸光光度法による試験
	微量物質試験	1件につき (4成分を超える場合には、1成分増すごとに7,250円を加算した額)	31,300円	ガスクロマトグラフ法による試験
		1成分につき	27,000円	高速液体クロマトグラフ法による試験
		1件につき (10成分を超える場合には、1成分増すごとに6,300円を加算した額)	86,500円	質量分析法による試験
	細菌試験	一般細菌・大腸菌試験	1項目につき 4,700円	
		その他の細菌試験	1項目につき 7,000円	
	添加物試験	1項目につき (1項目を超える場合には、1項目増すごとに	11,200円	

食 品 及 び 添 加 物	理 化 学 試 験		4,400円を加算した額)	
		重金属等試験	1項目につき 10,800円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに2,750円を加算した額)	
		残留農薬試験	1項目につき 31,200円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに9,050円を加算した額)	
		その他の理化学試験	1項目につき 10,000円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに3,250円を加算した額)	
容 器 包 装 及 び お も ち ゃ	細 菌 試 験	一般細菌・大腸菌試験	1項目につき 4,700円	
		その他の細菌試験	1項目につき 7,000円	
	理 化 学 試 験	重金属等試験	1項目につき 10,800円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに2,750円を加算した額)	
		その他の理化学試験	簡易なもの	1項目につき 2,800円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに794円を加算した額)
		複雑なもの	1項目につき 8,150円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに2,650円を加算した額)	
洗 浄	理 化 学 試 験	重金属等試験	1項目につき 10,800円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに2,750円を加算した額)	
		その他	簡易なもの	1項目につき 2,650円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに

剤 験	の 理 化 学 試 験		666円を加算した額)	
		複雑なもの	1項目につき 8,500円 (1項目を超える場合には、1項目増すごとに2,800円を加算した額)	
室 内 空 気 化 学 物 質		ホルムアルデヒド定量試験	1測定地点につき 18,400円 (1測定地点を超える場合には、1測定地点増すごとに3,500円を加算した額)	
		揮発性有機化合物定量試験 (ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。)	1測定地点につき 33,000円 (1測定地点を超える場合には1測定地点増すごとに6,450円、試験項目が3項目を超える場合には1項目増すごとに4,460円を加算した額)	
文 書		診断書	1通につき 1,570円	

備考 氷雪は、水に準じて行うものとする。

「

利用者の住所、氏名、年齢及び性別		住 所 氏 名 年 月 日生 (歳) 男・女				世帯主	利用氏
世帯員の構成	氏 名	世帯主との関係	年齢	性別	職 業	収入の状況 (年 額)	
減免を受けようとする理由							

別記様式（裏）中

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。
第10条第1号中「2,230円」を「2,350円」に改め、同条第2号中「1,020円」を「1,200円」に改め、同条第3号中「810円」を「850円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第74号

北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則

北海道立地質研究所依頼調査に関する規則（昭和33年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号ア中「2,000円」を「2万円」に改め、同号イ中「5,500円」を「2万1,700円」に改め、同号ウ中「1万4,000円」を「2万6,000円」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされている依頼調査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の北海道立地質研究所依頼調査に関する規則第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに申込みがされた依頼調査に係る基本手数料の額については次の表の平成16年度の欄に規定する額とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までに申込みがされた依頼調査に係る基本手数料の額については同表の平成17年度の欄に規定する額とし、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに申込みがされた依頼調査に係る基本手数料の額については同表の平成18年度の欄に規定する額とする。

区 分	調査日数1日当たりの基本手数料の額		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
地 質 調 査	6,500円	11,000円	15,500円
物 理 化 学 探 査	9,550円	13,600円	17,700円

者との関係 名	
況	備 考

を

利用者の住所、 氏名、生年月日 及び年齢		住 所 氏 名 年 月 日（ 歳）			世 帯 主	利 氏	
世 帯 員 の 構 成	氏	名	世 帯 主 との関係	年齢	職	業	収入の （年
減免を受けよう とする理由							

用者との関係 名	
状況 額)	備 考

に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道保健所条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道保健所条例施行規則の規定にかかわらず、平成16年6月30日までの間、必要な調整をして使用することを妨げない。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

海 象 調 査	17,000円	20,000円	23,000円
---------	---------	---------	---------

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「高度情報通信化推進事業」を「特定戦略分野事業化研究推進事業」に、「500万円）」を「500万円。ただし、技術改善に係る研究開発については、250万円を超えるときは、250万円）」に、「研究開発に従事する」を「助成等の条件の欄 1 に規定する研究開発を行うために新規に雇用する」に改め、「合算した額」の次に「（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）」を加え、「ものの 2 分の 1」を「ものの 3 分の 2」に改め、「。一人当たり250万円を超えるときは、一人当たり250万円」及び「（その額が500万円を超えるときは、500万円）」を削り、同号助成等の条件の欄 2 の事項を次のように改める。

2 生物又はその機能を利用又は応用する研究開発であること。

別表第 1 号助成等の条件の欄 2 の事項の次に次の 1 事項を加える。

3 環境負荷の低減につながる研究開発であること。

別表第 3 号中「、往復の交通費」を「及び往復の交通費（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置された専門職大学院（経営人材の養成を図るものに限る。以下「専門職大学院」という。）への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院への派遣に係るものに限る。））」に改める。

別表第 6 号を次のように改める。

6	新株等引受事業	発行株式の価額の総額の 2 分の 1 以内の額（その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000万円）	
---	---------	---	--

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 3 条第 1 項第 3 号」を「第 3 条第 1 項第 3 号イ」に改め、同項第10号中「第 4 号イ」を「第 5 号イ」に、「第 5 号イ又は第 6 号イ」を「第 6 号イ又は第 7 号イ」に、「第 7 号及び第 8 号」を「第 8 号及び第 9 号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第 9 号中「第 4 号イ」を「第 5 号イ」に、「第 5 号イ又は第 6 号イ」を「第 6 号イ又は第 7 号イ」に、「第 7 号及び第 8 号」を「第 8 号及び第 9 号」に、「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）」を「下請振興法」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 8 号中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号ア中「第 4 号ア、第 5 号ア又は第 6 号ア」を「第 5 号ア、第 6 号ア又は第 7 号ア」に改め、同号イ中「第 4 号ウ又は第 5 号イ」を「第 5 号ウ又は第 6 号イ」に改め、同号ウ中「第 4 号オ」を「第 5 号オ」に改め、同号オ中「第 6 号まで」を「第 7 号まで」に、「第 4 号イ」を「第 5 号イ」に、「第 6 号イ」を「第 7 号イ」に改め、同号カ中「第 6 号ウ」を「第 7 号ウ」に改め、同号ク中「第 4 号ウ」を「第 5 号ウ」に改め、同号ケ中「第 4 号ア、第 5 号ア又は第 6 号ア」を「第 5 号ア、第 6 号ア又は第 7 号ア」に改め、同号コ中「第 4 号オ又は第 6 号ウ」を「第 5 号オ又は第 7 号ウ」に改め、同号サ中「第 4 号イ又は第 6 号イ」を「第 5 号イ又は第 7 号イ」に改め、同号シ中「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に、「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同号ス中「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に改め、同号セ中「第 4 号ウ」を「第 5 号ウ」に、「第 5 号イ又は第 6 号ウ」を「第 6 号イ又は第 7 号ウ」に、「第 4 号オ及び第 6 号ウ」を「第 5 号オ及び第 7 号ウ」に改め、同号ソ中「第 4 号ウ」を「第 5 号ウ」に、「第 5 号イ又は第 6 号ウ」を「第 6 号イ又は第 7 号ウ」に、「第 4 号オ及び第 6 号ウ」を「第 5 号オ及び第 7 号ウ」に改め、同号タ中「第 4 号ウ」を「第 5 号ウ」に、「第 5 号イ又は第 6 号ウ」を「第 6 号イ又は第 7 号ウ」に、「第 4 号オ及び第 6 号ウ」を「第 5 号オ及び第 7 号ウ」に改め、同号チ中「第 4 号ア」を「第 5 号ア」に、「第 5 号ア又は第 6 号ア」を「第 6 号ア又は第 7 号ア」に改め、同号ツ中「又は第 3 号から第 6 号」を「若しくは第 5 号から第 7 号」に改め、「実施する事業」の次に「又は第 3 号に掲げる事業」を加え、同号にテとして次のように加え、同号を同項第 8 号とする。

テ 第 4 号、第 5 号オ又は第 7 号ウに掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和45

年法律第145号。以下「下請振興法」という。）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 下請振興事業計画承認グループ事業（政令第3条第1項第3号ロに規定する事業のうち、経済産業省令第7条の2各号の要件に該当するものであって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するものをいう。以下同じ。）

第3条第2項の表第10号を同表第11号とし、同表第9号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同表第10号とし、同表第8号を同表第9号とし、同表第7号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同表第8号とし、同表第6号を同表第7号とし、同表第5号を同表第6号とし、同表第4号を同表第5号とし、同表第3号の次に次の1号を加える。

4	下請振興事業計画承認グループ事業	同	同	同	同
---	------------------	---	---	---	---

第3条の2第1項中「第4号オ又は第6号ウ」を「第4号、第5号オ又は第7号ウ」に改める。

第3条の3第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項の表輸入品卸売等経営合理化支援事業の項を削り、同表災害復旧高度化事業の項利率の欄中「無利子」を「同」に改める。

第3条の5第1項中「から第6号まで」を「又は第5号」に改め、同条第2項の表中小企業者のソフトウェア開発取得の項中「第3条第1項第7号コ」を「第3条第1項第8号コ」に改める。

第3条の8第1項中第13号を削り、第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 下請振興事業計画承認グループ事業

第3条の8第1項第14号中「第3条の3第1項第6号」を「第3条の3第1項第5号」に改め、同条第2項の表中第13号を削り、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同表第10号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同表第11号とし、同表第9号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同表第10号とし、同表第8号中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第9号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同号を同表第9号とし、同表第7号

中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同表第8号とし、同表中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4	下請振興事業計画承認グループ事業	同	同	同	同
---	------------------	---	---	---	---

第3条の8第2項の表第14号中「第3条の3第1項第6号」を「第3条の3第1項第5号」に改める。

第3条の9第1項中「又は第4号オ又は第6号ウ」を「第4号、第5号オ又は第7号ウ」に、「前条第1項第11号」を「前条第1項第12号」に改め、同条第2項の表中「第4号オ又は第6号ウ」を「第4号、第5号オ又は第7号ウ」に改める。

第3条の10第2項の表中「第3条第1項第8号又は第9号」を「第3条第1項第10号又は第11号」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

北海道中高齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道中高齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同条第9号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第20号中「沖縄振興開発特別措置法」を「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第78条第1項の規定又は失効前の沖縄振興開発特別措置法」に改め、第16条第3号中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道規則第78号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「公共職業安定所長の指示により、」を「道内に所在する公共職業安定所の長（以下「道内の公共職業安定所長」という。）の指示により」に、「又は」を「を受けている求職者又は公共職業安定所長の指示により道内において」に改め、「を受けている」の次に「求職者で」を加え、「求職者」を「もの」に改め、同項第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同条第2項中「あって、」の次に「道内の公共職業安定所長の指示により」を、「により」の次に「道内において」を加える。

第10条第1項中「〔学院長〕という。）に対し、」及び「以外の」の次に「道内に所在する」を加え、「所在地の」を「所在地を所管する」に改め、「支庁長」という。）に対し、」の次に「道外に所在する公共職業能力開発施設（以下「道外の訓練施設」という。）の訓練生である場合にあっては当該職業訓練を受けようとする施設の長を経由して知事に対し、」を加え、「又は支庁長」を「、支庁長又は知事」に改め、同条第2項中「又は支庁長」を「、支庁長又は知事」に改め、同条第3項中「あっては学院長に、」及び「以外の」の次に「道内に所在する」を加え、「支庁長に」の次に「、道外の訓練施設の訓練生である場合にあっては当該道外の訓練施設の長を経由して知事に」を加え、同条第4項中「又は支庁長」を「、支庁長又は知事」に改める。

第11条を削る。

第12条中「又は支庁長」を「、支庁長又は知事」に改め、同条を第11条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

級地の区分	都道府県名	市 町 村 の 区 域 の 区 分	基本手当の額
1 級 地	北 海 道	札幌市及び江別市	4,310円
	宮 城 県	仙台市	
	埼 玉 県	川口市、さいたま市、所沢市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、和光市及び新座市	
	千 葉 県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び浦安市	
	東 京 都	区の存する地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、	

		調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、清瀬市、東久留米市、多摩市及び稲城市	
	神 奈 川 県	横浜市、横須賀市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、座間市及び三浦郡葉山町	
	愛 知 県	名古屋市	
	滋 賀 県	大津市	
	京 都 府	京都市、宇治市、向日市及び長岡京市	
	大 阪 府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、四条畷市、交野市及び泉北郡忠岡町	
	兵 庫 県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市	
	岡 山 県	岡山市及び倉敷市	
	広 島 県	広島市、呉市、福山市及び安芸郡府中町	
	福 岡 県	福岡市及び北九州市	
2 級 地	北 海 道	函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市及び北広島市	3,930円
	青 森 県	青森市	
	岩 手 県	盛岡市	
	宮 城 県	塩竈市、名取市及び多賀城市	
	秋 田 県	秋田市	
	山 形 県	山形市	

[illegible]

		郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、筑紫郡那珂川町及び京都郡苅田町	
	佐賀県	佐賀市	
	長崎県	長崎市、佐世保市、西彼杵郡高島町、同郡崎戸町、同郡香焼町及び同郡伊王島町	
	熊本県	熊本市及び荒尾市	
	大分県	大分市及び別府市	
	宮崎県	宮崎市	
	鹿児島県	鹿児島市	
	沖縄県	那覇市	
3級地	1級地及び2級地以外の市町村		3,530円

別記第1号様式その1を次のように改める。

その1

訓練手当受給資格認定申請書

学 院 長
障害者職業能力開発校長 様
支 庁 長
北 海 道 知 事

年 月 日

申請者氏名

㊞

訓練手当の支給を受けたいので次のとおり申請します。

①申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
② ふりがな 申請 氏 名 者の 状況	(生年月日) 年 月 日 (満 歳)					
	住所又は居所	(入校前) (入校後)				
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族 の 状 況	氏 名	申請者との続柄	年 齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	

			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 無 ・ 有 (該当するものに○)						
	雇用保険求職者手当	船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生 活 保 護		
	その他 ()					
⑤ 公共 職業 能力 開発 施設 証明 欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練 期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
	通所距離(km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他()				
	寄宿舎の入居状況 入居(年 月 日) ・ 入居していない					
	上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 施設の名称 所 在 地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 印					
⑥ 出身 都道 府県 処理 欄	(支給の根拠) 北海道職業訓練手当支給規則 (第3条第1項(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、 第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、 第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、第2項) 該当					
	(類似の手当の受給) 無・有()		(月額) 円	(受給期間) 自 年 月 日 至 年 月 日		
	添 付 書 類	受講指示書の写し	障害者手帳等の写し	訓練手当受給資格認定申請書(通所手当関係)	入寮許可書等	
		口座振込依頼書	雇用保険、生活保護等			
	区 分	日額(月額)	受理年月日	認定年月日	認定番号	指 定 口 座
	基 本 手 当					金融機関名
	受 講 手 当					支店名
通 所 手 当					口座番号	
寄 宿 手 当						
(備考欄)						
(決裁欄)						

注 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

「学 院 長
障害者職業能力開発校長 様
支 庁 長
北 海 道 知 事」

「学 院 長
障害者職業能力開発校長 様
支 庁 長
北 海 道 知 事」

「

	学院長 校 長 支庁長		次 長		課 長		係 長		係
--	-------------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---

を

「

(決裁欄)

に改め

る。

別記第2号様式中

	性
年 月 日 (歳)	男・女

別「

年 月 日 (歳)

に、

「学 院 長 障害者職業能力開発校長
支 庁 長 支 庁 長
北 海 道 知 事」に改め、同様式末尾欄外注意の

事項を次のように改める。

注 住所、氏名、家族の状況、通所方法その他訓練手当受給資格認定申請書（その1及びその2）を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかに届け出てください。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があった日以降訓練手当の支給を中止することになります。

別記第3号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定は、この規則の施行の日以後に職業訓練の受講を開始した者に係る訓練手当について適用し、同日前に職業訓練の受講を開始した者に係る訓練手当については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

北海道林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
北海道林業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則
第1条、第2条（見出しを含む。）及び第4条中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

第5条中「林業改善資金貸付資格認定申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」に改める。

第6条中「林業改善資金貸付資格認定書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定書」に改める。

第9条中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

第15条中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に、「北海道木材林産協同組合連合会」を「北海道木材産業協同組合連合会」に改める。

第16条中「北海道木材林産協同組合連合会」を「北海道木材産業協同組合連合会」に改める。

別記第1号様式中「林業改善資金貸付資格認定申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に、「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に改め、同様式（別紙）その1中

「

費 用	資 金 内 訳		
	林 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他 の 資 金

」

を「

費 用	資 金 内 訳		
	林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他 の 資 金

」

に改め、同様式（別紙）その2中「林業改善資金に」を「林業・木材産業改善資金に」に、

費	用	資 金 内 訳		
		林 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他 の 資 金

を

費	用	資 金 内 訳		
		林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他 の 資 金

に改める。

別記第2号様式中「林業改善資金貸付資格認定書」を「林業・木材産業改善資金貸付資格認定書」に、「林業改善資金貸付資格に」を「林業・木材産業改善資金貸付資格に」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改める。

別記第3号様式中「林業改善資金貸付申請書」を「林業・木材産業改善資金貸付申請書」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に、「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に改める。

別記第4号様式中「林業改善資金貸付決定通知書」を「林業・木材産業改善資金貸付決定通知書」に、「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改める。

別記第5号様式中「林業改善資金借用証書」を「林業・木材産業改善資金借用証書」に、「林業改善資金を」を「林業・木材産業改善資金を」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「林業・木材産業改善資金貸付規則」に改め、同様式（借用証書裏面）を次のように改める。

（借用証書裏面）

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

（期限前償還）

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、北海道（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用したとき又は借入れ後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。

(3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金の債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(4) 乙が北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（以下「規則」という。）及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(6) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(9) この借入金により改良し、造成し又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

(10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（報告）

第2条 乙は、規則第12条の規定により、借入金の借入れの目的である事業の完了後30日以内に、甲に対し当該事業に係る事業完了報告書を提出する。この場合において、複数の者が共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

4 乙は、次に掲げるときは、遅滞なく甲に報告する。

(1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは乙の連帯保証人（以下「丙」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生したとき。

(2) 乙又は丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのあるとき。

(3) その他甲が指示するとき。

（調査）

第3条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

（弁済充当の指定権）

第4条 乙及び丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があること

を承認する。
(違約金)

第5条 乙は、支払期日又は期限前償還を請求された場合の甲の指定する支払期日までに償還金の支払をしないときは、当該支払期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払う。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払うものとする。

3 乙は、第1条第1号、第3号又は第4号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて甲に支払うものとする。

(連帯保証人)

第6条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙丙間の契約のいかんにかかわらず当該債務の履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(担保の提供)

第7条 乙は、甲がこの契約に基づく債務の担保を必要と認めて請求した場合は、甲の指定する資産の上に別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、又はこの資金の借入れにより購入し、若しくは設置する機械・施設について別に譲渡担保契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の抵当権の設定に当たっては、遅滞なく、登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出するものとする。

(担保の保全)

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した自己の資産の価値が滅失、損傷等の事由により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(担保の追加)

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

2 甲は、担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(担保の処分)

第10条 乙は、甲が一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済するものとする。

(公正証書の作成)

第11条 乙は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を承諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行うものとする。

(費用負担)

第12条 乙は、本借入金債務に係る一切の費用を負担するものとする。

2 甲が乙に代わって登記を行い、又は公正証書の作成を委嘱し、その他債権保全のため費用を立て替えて支払った場合には、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、立替日数に応じ、立替金に相当する金額につき年12.25パーセントの割合の利息を甲に支払うものとする。

(合意管轄)

第13条 甲、乙及び丙は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

別記第6号様式中「林業改善資金事業完了報告書」を「林業・木材産業改善資金事業完了報告書」に、「林業改善資金に」を「林業・木材産業改善資金に」に、

「

事業費等 区分	総事業費	資金内訳		
		林業改善資金	自己資金	その他

」

を

「

事業費等 区分	総事業費	資金内訳		
		林業・木材産業改善資金	自己資金	その他

」

に改める。

別記第7号様式中「林業改善資金支払猶予申請書」を「林業・木材産業改善資金支払猶予申請書」に、「林業改善資金に」を「林業・木材産業改善資金に」に、「北海道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改める。

別記第8号様式中「林業改善資金支払猶予決定通知書」を「林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書」に、「林業改善資金の」を「林業・木材産業改善資金の」に、「北海

道林業改善資金貸付規則」を「北海道林業・木材産業改善資金貸付規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定（「北海道木材林産協同組合連合会」を「北海道木材産業協同組合連合会」に改める部分に限る。）及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の北海道林業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付けされた林業改善資金については、なお従前の例による。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第80号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「種別ごとの額に100分の105を乗じて得た」を削り、同項ただし書を削る。

第10条中「に100分の105を乗じて得た額（空港設備の利用を伴わない土地の使用許可の期間が1月以上の場合、建物の使用料の特例の場合及び加算料金の場合にあっては、別表第3により算定した額）」を削る。

附則第3項中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同項ただし書を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

- 1 国際航空に従事する航空機に係る使用の場合

種 別	使 用 料 の 額
着 陸 料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額 (1) 航空機の重量につき、次のアからエまでに掲げる部分の区分に応じ当該アからエまでに定める額の合計額 ア 当該航空機の重量の25トン以下の部分 1トンごとに1,100円で計算した額 イ 当該航空機の重量の25トンを超え100トン以下の部分 25トンを超える1トンごとに1,500円で計算した額 ウ 当該航空機の重量の100トンを超え200トン以下の部分 100トンを超える1トンごとに1,700円で計算した額 エ 当該航空機の重量の200トンを超える部分 200トンを超える1トンごとに1,800円で計算した額

- (2) 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）に基づく附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 E P Nデシベル未満の端数は、1 E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た額
- 2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額
- (1) 当該航空機の重量が6トン以下の場合 1,000円
- (2) 当該航空機の重量が6トンを超える場合 次のア及びイに掲げる額の合計額
- ア 700円
- イ 6トンを超える1トンごとに590円で計算した額

- 停 留 料 6時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間24時間（停留時間が24時間未満のときは、24時間として計算する。）ごとに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額
- 1 航空機の重量が23トン以下の場合 次に掲げる額の合計額
- (1) 当該航空機の重量の3トン以下の部分については、810円
- (2) 当該航空機の重量の3トンを超え6トン以下の部分については、810円
- (3) 当該航空機の重量の6トンを超え23トン以下の部分については、6トンを超える1トンごとに30円で計算した額
- 2 航空機の重量が23トンを超える場合 次に掲げる額の合計額
- (1) 当該航空機の重量の25トン以下の部分については、1トンごとに90円で計算した額
- (2) 当該航空機の重量の25トンを超え100トン以下の部分については、25トンを超える1トンごとに80円で計算した額
- (3) 当該航空機の重量の100トンを超える部分については、100トンを超える1トンごとに70円で計算した額

- 格納庫使用料 格納庫を使用する航空機について、格納庫の使用時間24時間（使用時間が24時間未満のときは、24時間として計算する。）ごとに停留料の規定に準じて計算して得た額の2倍に相当する額

- 2 1以外の使用の場合

種 別	使 用 料 の 額
-----	-----------

着 陸 料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額 (1) 航空機の重量につき、次のアからエまでに掲げる部分の区分に応じ当該アからエまでに定める額の合計額 ア 当該航空機の重量の25トン以下の部分 1トンごとに1,155円で計算した額 イ 当該航空機の重量の25トンを超え100トン以下の部分 25トンを超える1トンごとに1,575円で計算した額 ウ 当該航空機の重量の100トンを超え200トン以下の部分 100トンを超える1トンごとに1,785円で計算した額 エ 当該航空機の重量の200トンを超える部分 200トンを超える1トンごとに1,890円で計算した額 (2) 国際民間航空条約に基づく附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 E P Nデシベル未満の端数は、1 E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に3,570円を乗じて得た額	に94円50銭で計算した額 (2) 当該航空機の重量の25トンを超え100トン以下の部分については、25トンを超える1トンごとに84円で計算した額 (3) 当該航空機の重量の100トンを超える部分については、100トンを超える1トンごとに73円50銭で計算した額
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額 (1) 当該航空機の重量が6トン以下の場合 1,050円 (2) 当該航空機の重量が6トンを超える場合 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 735円 イ 6トンを超える1トンごとに619円50銭で計算した額	
停 留 料	6時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間24時間（停留時間が24時間未満のときは、24時間として計算する。）ごとに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額 1 航空機の重量が23トン以下の場合 次に掲げる額の合計額 (1) 当該航空機の重量の3トン以下の部分については、850円50銭 (2) 当該航空機の重量の3トンを超え6トン以下の部分については、850円50銭 (3) 当該航空機の重量の6トンを超え23トン以下の部分については、6トンを超える1トンごとに31円50銭で計算した額 2 航空機の重量が23トンを超える場合 次に掲げる額の合計額 (1) 当該航空機の重量の25トン以下の部分については、1トンごと	格納庫使用料 格納庫を使用する航空機について、格納庫の使用時間24時間（使用時間が24時間未満のときは、24時間として計算する。）ごとに停留料の規定に準じて計算して得た額の2倍に相当する額

備考
1 「航空機の重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。
2 航空機の重量に1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。

別表第3の1中「100分の4」の次に「（使用許可の期間が1月未満の場合又は空港設備の利用に伴って土地が使用される場合は、100分の4.2）」を加え、表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	単 価		摘 要
		1月以上の使用	1月未満の使用	
コンクリート柱又は木柱	1本につき1年	1,870円	1,963円50銭	A柱、H柱、三角柱等は、1脚1本とする。
支線又は支柱	1本につき1年	1,870円	1,963円50銭	
鉄柱	1基につき1年	1,870円	1,963円50銭	
鉄塔	1基につき1年	5,925円	6,221円25銭	
管	管の外径が0.1メートル未満のもの	36円	37円80銭	延長が1メートルに満たないときは1メートルとし、又は延長に1メートルに満たない端数があるときはその端数部分を1メートルとする。
	管の外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	53円	55円65銭	

の 埋 設	管の外径が 0.15メートル 以上0.2メートル 未満のもの	1メー トルに つき1 年	71円	74円55銭
	管の外径が0.2 メートル以上 0.4メートル未 満のもの		140円	147円
	管の外径が0.4 メートル以上 のもの		360円	378円

別表第3の2中「100分の4」を「100分の4.2」に、「100分の80」を「100分の84」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この規則の施行の際現に北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）第6条の許可を受けて現に存する管の埋設の区分に該当するものに係る使用料の額の算定に用いられる単価については、この規則による改正後の北海道空港条例施行規則別表第3の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

区 分	平 成 16 年 度		平 成 17 年 度		平 成 18 年 度	
	1月以上 の使用	1月未満の 使用	1月以上 の使用	1月未満の 使用	1月以上 の使用	1月未満の 使用
管の外径が 0.1メー トル未 満の もの	28円	29円40銭	31円	32円55銭	33円	34円65銭
管の外径が 0.1メー トル以 上0.15 メー トル未 満の もの	32円	33円60銭	39円	40円95銭	46円	48円30銭
管の外径が 0.15メー トル以 上0.2 メー トル未 満の もの	37円	38円85銭	48円	50円40銭	60円	63円

管の外径が 0.2メー トル以 上0.4 メー トル未 満の もの	54円	56円70銭	83円	87円15銭	111円	116円55銭
管の外径が 0.4メー トル以 上の もの	109円	114円45銭	193円	202円65銭	276円	289円80銭

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「1,100円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道公営住宅の部小樽市の項中「1,165」を「1,195」に改め、同部稚内市の項中「164」を「184」に改め、同部苫小牧市の項中「934」を「860」に改め、同別表の2の表駐車場の部稚内市の項中「152」を「170」に改める。

別表第4 稚内市の部中

「 末広団地駐車場

「 2,030円」

を

末広団地駐車場

2,030円

宝来団地駐車場

2,030円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令

北海道取扱注意文書規程（昭和61年北海道訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3号ア中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。